

橘湾小型機船底びき網漁業包括的資源回復計画

1. 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 対象資源の資源水準の現状

橘湾は長崎県の南部に位置し、西彼杵半島と島原半島に囲まれた開放的な湾であり、東側は早崎瀬戸を通して有明海に、南側は天草灘に繋がっている（図 1）。橘湾では、クルマエビやガザミ、ヒラメ、ハモ、カタクチイワシなどを対象とした様々な漁業が営まれている。

橘湾における昭和 60 年から平成 17 年までの漁業種別漁獲量は、中小型まき網や小型機船底びき網漁業等の漁獲量が減少しているため、全体的に減少傾向にあり、平成 17 年の漁獲量 12,486 トンは、ピーク時である昭和 63 年の 34,613 トンに比べ、約 3 分の 1 に減少している（図 2）。

小型機船底びき網漁業は、中小型まき網や刺網とともに橘湾の基幹漁業の一つであるが、その漁獲量は昭和 62 年の 2,687 トンをピークに減少傾向にあり、平成 17 年にはピーク時の約 5 分の 1 となる 557 トンにまで減少し、他漁業種類よりも減少が大きい傾向にある。

このように小型機船底びき網漁業の漁獲量は、概ね 20 年間で大きく減少していることから、当該漁業の対象種の資源水準は、現在、非常に低い状態にあると考えられる。

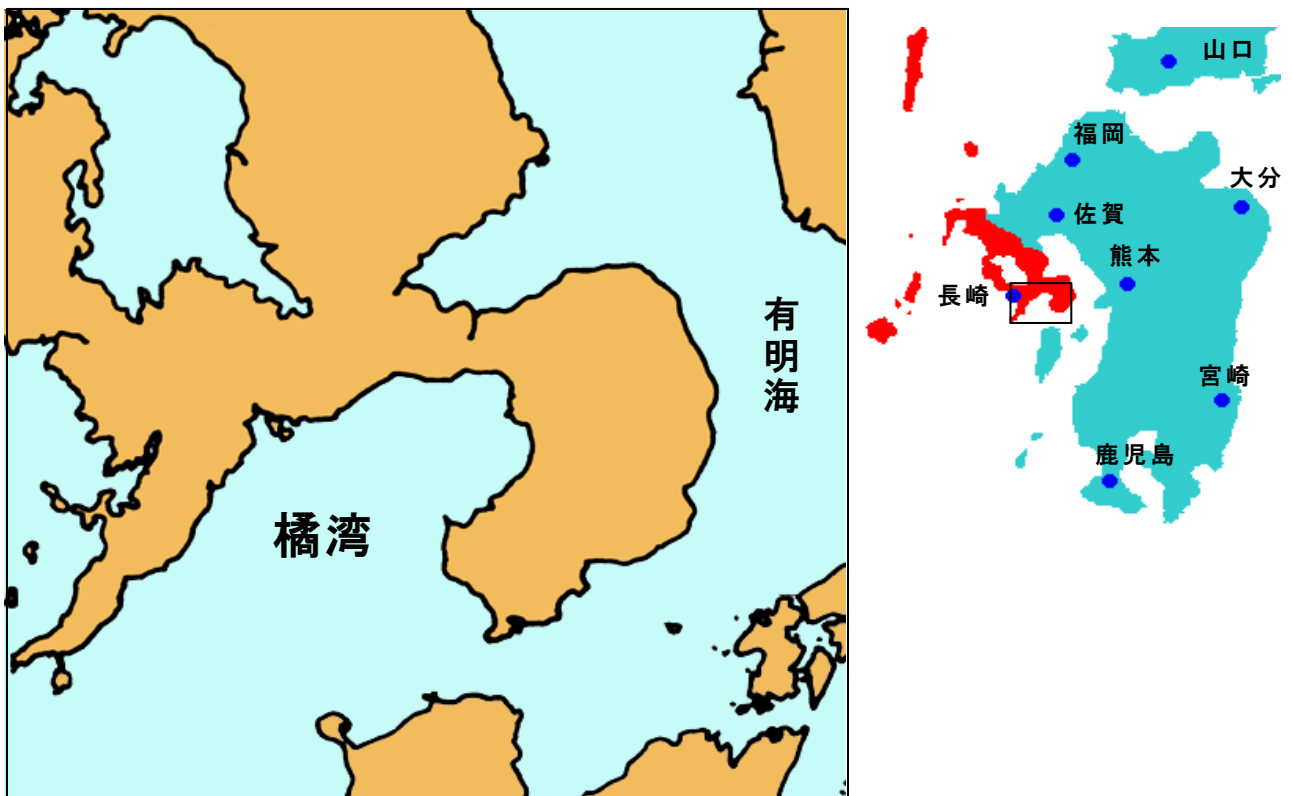


図 1 長崎県橘湾海域

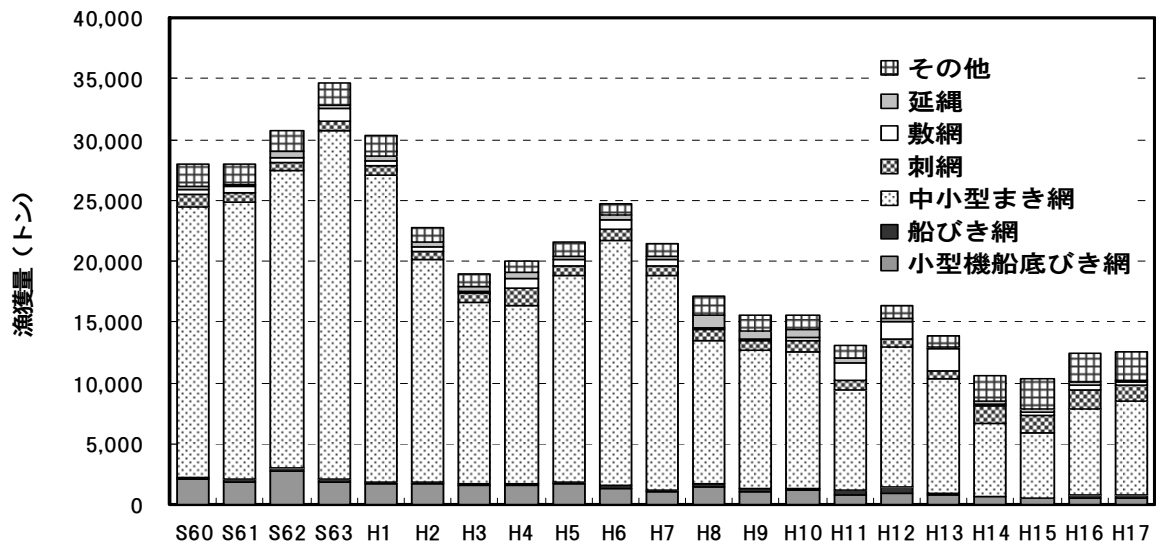


図2 橋湾における漁業種類別漁獲量（長崎農林水産統計年報）

(2) 資源回復の必要性

小型機船底びき網漁業の対象種は、エビ類を主体に、ヒラメ、カレイ類、ハモ、ニベ・グチ類等の魚類と、カニ類、イカ類など多岐にわたっているが、これらの中でも、エビ類、ヒラメ、カレイ類、ハモ、カニ類だけで、全体の漁獲量の約4割を占めており（図3）、これらの魚介類は単価も高いことから、重要な対象種となっている。

しかし、その漁獲量は、平成8年から17年までの10年間で、エビ類約4割、ヒラメ約4割、カレイ類約3割、カニ類約5割に減少している。また、これらの魚種の中で、ハモは唯一増加しているものの、漁業者の中には、漁獲サイズの小型化を指摘する声もあるなど、今後の資源減少が懸念されている。

このような状況から、漁獲努力量の削減等を主体とした資源の回復へ向けた取り組みを早急に行う必要がある。

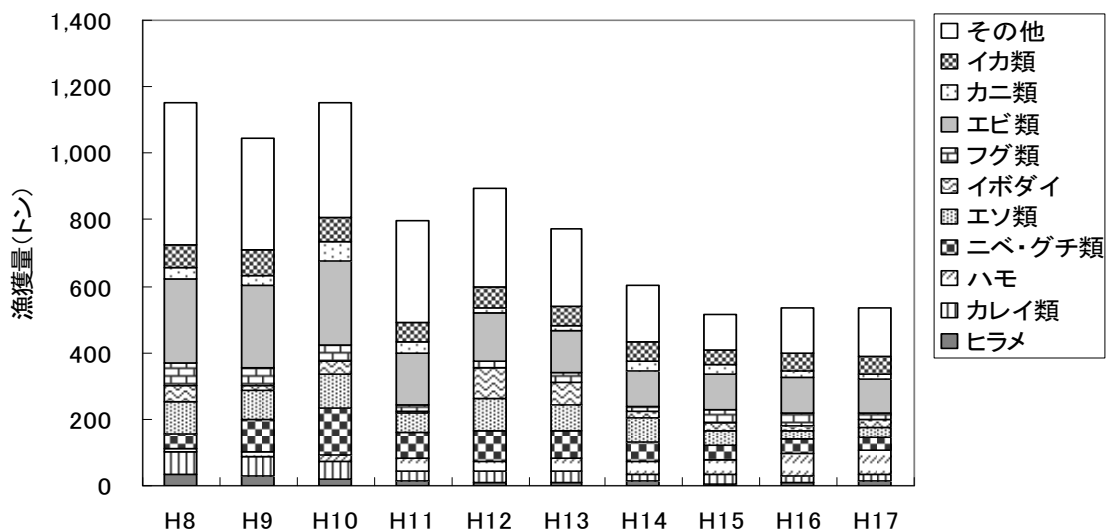


図3 小型機船底びき網漁業（手繰り第2種えびこぎ網漁業）の魚種別漁獲量（長崎農林水産統計年報）

2. 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

橘湾の小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）の許可隻数は、平成13年まで300隻以上で減少傾向は緩やかであったが、平成14年以降はその傾向が強くなり、平成13年からの6年間で25%減少した（表1）。

同漁業の操業区域はA～Dの4海域に分けられ（図4、別紙1）、海域毎に定められた期間と隻数の範囲内で操業が行われている。

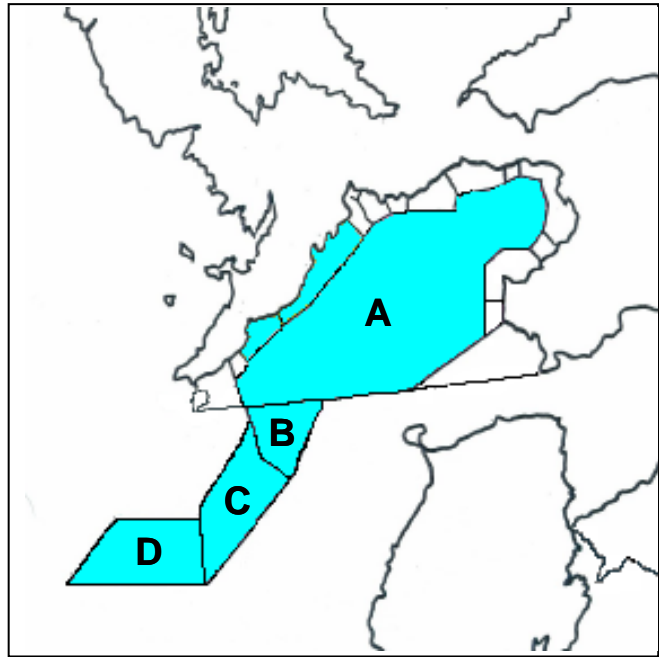


図4 小型機船底びき網漁業の操業区域

表1 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）の許可隻数の推移

年	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
許可隻数	311	310	307	304	296	269	262	254	229	229

② 漁獲量、漁獲金額の推移

昭和60年以降では、漁獲量、漁獲金額ともに昭和62年が最も高く、それぞれ2,687トン、2,575百万円であったが、その後は減少傾向にある。ここ2、3年ほどは漁獲量550トン、漁獲金額500百万円程度で推移しており、いずれもピーク時の約5分の1となり、非常に低い状態にある（図5）。

1漁労体当たりの漁獲量（図6）は、平成14年まで減少傾向にあったが、平成15年を最低に16年、17年はやや増加している。これは、この間の漁獲量がほぼ横ばいであることから、漁労体数が減少したことによるものであると考えられる。

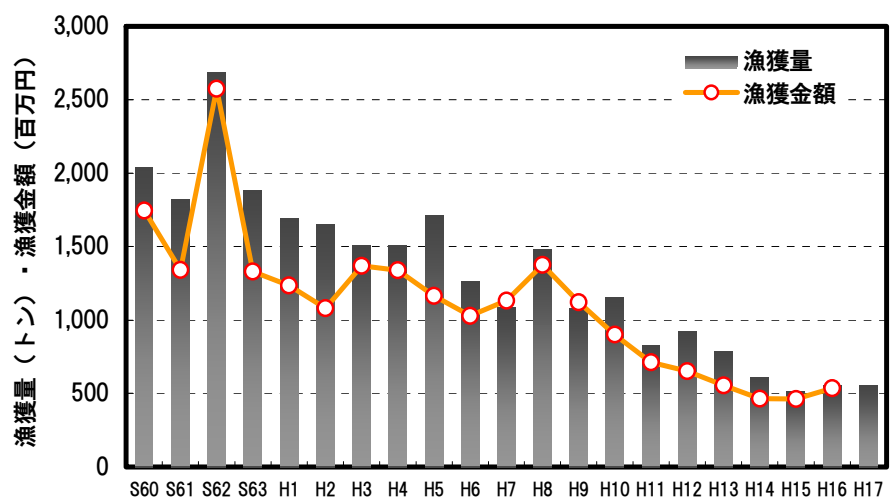


図5 小型機船底びき網漁業の漁獲量と漁獲金額
（長崎農林水産統計年報）

③ 漁業形態及び経営の現状

橘湾における小型機船底びき網漁業は、B、C、D海域では10月1日から3月31日までに操業期間が制限されているが、A海域は周年操業が可能であることから、底びき網漁業を専業にしている漁業者が多い。しかし、時化や漁獲不振等から操業を控える日が多く、1漁労体あたりの年間操業日数は120日程度と少ない。

平成16年の1漁労体当たりの年間漁獲量と漁獲金額は、それぞれ2.0トン、192万円であり、いずれもピーク時（昭和60年5.0トン、昭和62年453万円）の4割程度に落ち込んでいる（図6）。

このように、漁獲量と漁獲金額の減少に加えて、最近では燃油高騰の影響も重なっていることから、漁業経営は非常に厳しい状況にあると考えられる。

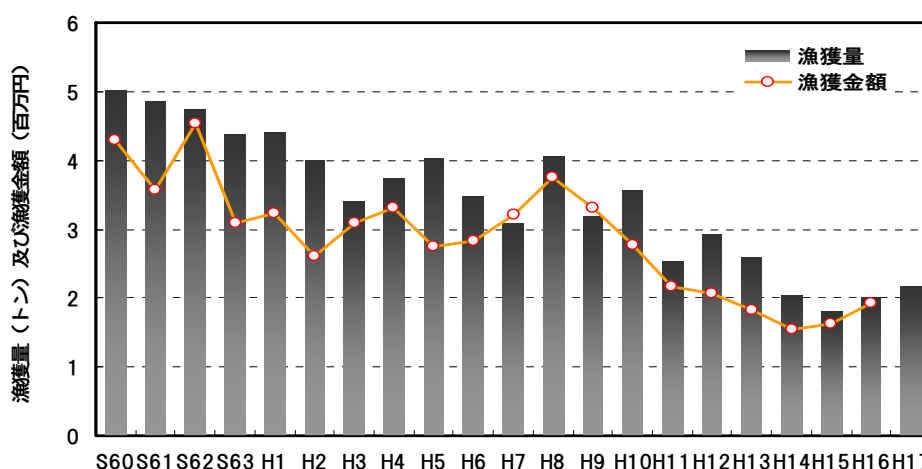


図6 小型機船底びき網漁業の1漁労体あたり漁獲量と漁獲金額
(長崎農林水産統計年報)

④ 消費と流通の現状

小型機船底びき網漁業による漁獲物は、クルマエビやヒラメなどの高級魚と、エソやグチ類などの低価格魚に大別される。高級魚は、主に活魚で漁協を通して近隣の魚市場へ出荷されるか、漁協で行われる入札によって仲買人等へ販売されている。一方、市場等では低価格で扱われる魚種は、漁業者自身が小売するか、農水産物の直売所等で販売するなど、漁業者自らが漁獲物の付加価値を高める努力を行っている。

(2) 資源管理等の現状

① 関係漁業の主な資源管理措置

ア 公的な規制

長崎県漁業調整規則、及び小型機船底びき網漁業許可の制限または条件により、次のとおり定められている。

○長崎県漁業調整規則

項目	管理項目
漁具の制限	手繰第2種漁業のうちえびこぎ網漁業 袋網の目合：15センチメートルにつき16節以下
禁止区域	手繰第2種漁業について、次のアからエまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 長崎市木場崎突端 イ 長崎市木場崎突端から熊本県牛深市魚貫崎突端に至る線と南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市樺島町南端に至る線との交点 ウ 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市樺島町南端に至る線と諫早市蓮華石山頂上から熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎突端に至る線との交点 エ 南島原市加津佐町権田鼻
機関の馬力数	手繰第2種漁業 最高限度 52キロワット

○小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）の許可内容等

操業区域	操業期間	許可枠（H18.4.1）
A 海域	周年	241
B 海域	10月1日～3月31日	179
C 海域		
D 海域		

○許可の制限または条件

ビームの長さ	12メートル以下
同時に使用できる漁具の数	1 統

イ 自主的な取組

○ 休漁日の設定

平成元年より、橘湾の小型機船底びき網漁業の全船が毎週土曜日を休漁としている。また、これに加えて、長崎魚市場や漁協の休業日にあわせた休漁などを実施している。

○ 小型魚の保護

マダイ全長15cm以下、ヒラメ全長25cm以下の小型魚の再放流に取り組んでいる。

② 遊漁の現状

漁獲の主体となるエビ類を対象とした遊漁はないが、ヒラメやカレイ類などについては、プレジャーボートや岸壁等からの遊漁があるものの、その実態は不明である。

③ 資源の積極的培養措置

橘湾栽培漁業推進協議会等が中心となり、漁業者等負担による種苗放流が積極的に行われている。また、クルマエビ、クマエビ、ヒラメについては、放流効果の向上を目指して中間育成による大型種苗の放流が行われている。

主な魚種の放流数量は、ヒラメとガザミがそれぞれ 20 万尾、60 万尾前後で推移しているが、クルマエビは減少傾向にあり、クマエビは増加傾向にある（図 7）。

平成 18 年度は、ヒラメ 17 万尾、クルマエビ 305 万尾、クマエビ 76 万尾、ガザミ 80 万尾などを放流している。

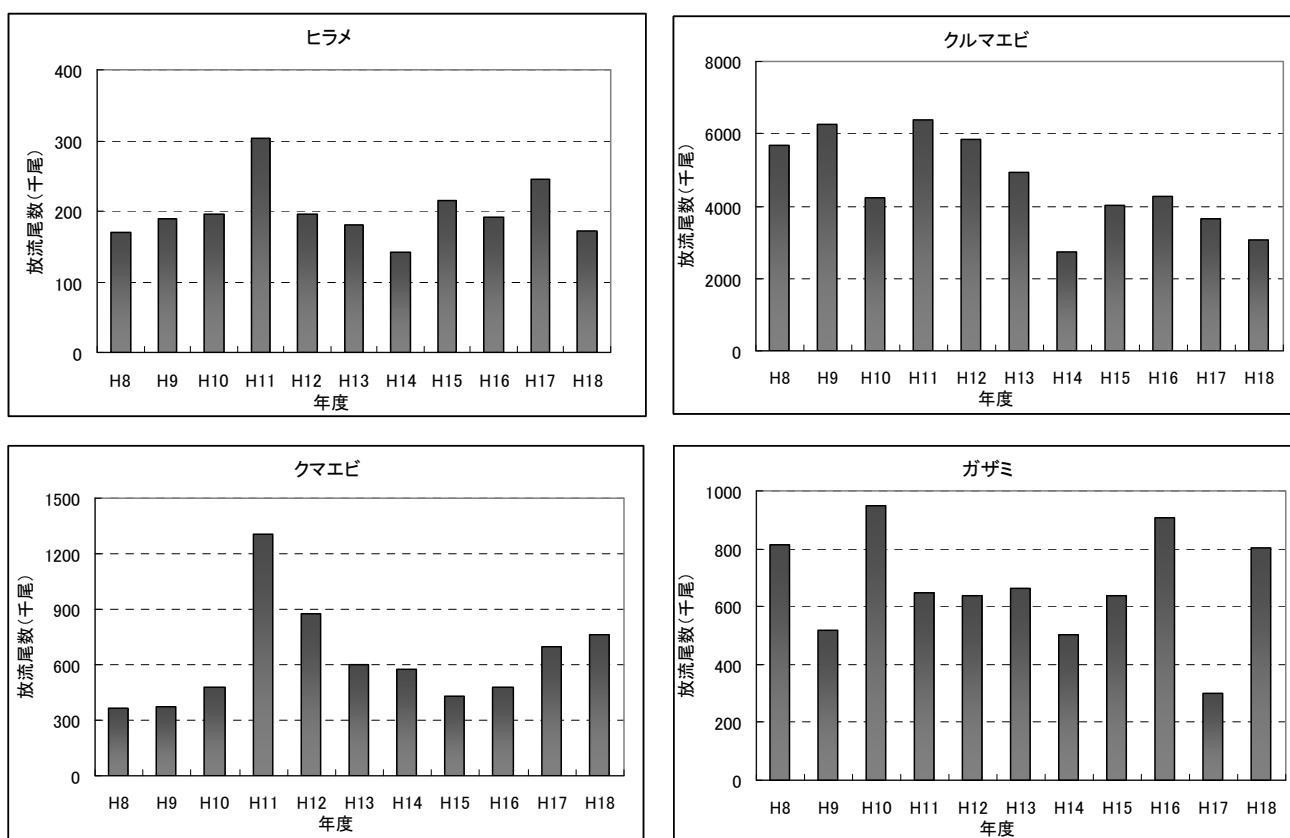


図 7 橘湾における主な魚種の種苗放流（栽培漁業種苗生産、入手・放流実績調査）

④ 漁場環境の保全措置

魚介類や甲殻類の生息場の環境改善を図り、漁場の生産性を向上させることを目的に、平成 3 年からほぼ毎年、小型機船底びき網漁業者らによる海底清掃作業が行われている。

3. 回復計画の目標

2の(1)③で示したとおり、1漁労体当たりの年間漁獲量は、昭和62年の5.0トン
をピークに減少傾向にあり、平成16年は当時の4割となる2.0トンにまで減少した。

このような状況での漁業経営は非常に厳しいことから、4に記載した漁獲努力量削減
措置等を実施することによって、1漁労体当たりの年間漁獲量を現状の2.0トン以上と
することを目標とする。

4. 資源回復のために講じる措置と実施期間

(1) 漁獲努力量の削減措置

対象種の資源回復を図るため、平成20年度から23年度までの4年間、橘湾の小型機
船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）について、次の漁獲努力量の削減措置を
実施する。

① 小型魚の保護

次の各魚種については再放流を実施する。

クルマエビ	クマエビ	ガザミ	ホシガレイ	ハモ	マダイ	ヒラメ
体長10cm 以下	体長10cm 以下	全甲幅長12cm 以下	全長25cm 以下	体重300g 以下	全長15cm 以下	全長25cm 以下

② 漁具の改良

長崎県漁業調整規則では、袋網の目合は「15センチメートルにつき16節以下」と定
められている。

この内容を海域ごと強化し、以下のとおり制限する。

操業区域	袋網の目合
A海域	15センチメートルにつき15節以下 ただし、4月から9月は14節以下とする（3トン未満を除く）
B・C・D海域	15センチメートルにつき11節以下

今後は、再放流した小型魚の生残率や漁獲物の鮮度の向上を目指して、漁獲物とゴ
ミの分別にかかる労力削減や時間短縮に繋がる2段式袋網などの導入を検討していく。

③ 休漁日の設定

従来の自主規制等を継続し、今後とも新たな休漁日の設定について検討を進める。

(2) 資源の積極的培養措置

① 種苗の放流

これまで行ってきたヒラメやクルマエビ、クマエビ、ガザミ等の種苗放流を推進していくとともに、放流効果の向上を目指して、中間育成による放流サイズの大型化などの検討を進める。

② 産卵魚の保護

抱卵ガザミについて、ふ化幼生の供給量増大を図るため、蓄養して放卵させた後に出荷するなどの保護策を検討する。

(3) 漁場環境の保全措置

普段の操業で入網したゴミの持ち帰りを徹底する。

また、休漁日の一部を利用した休漁漁船による海底清掃等の実施を検討し、魚介類等の生息環境の改善を図り、漁場の生産力の向上を目指す。

(4) その他の措置

選別中に起こる漁獲物の衰弱や斃死を防ぎ、再放流魚の生残率の向上と、漁獲物の活魚化、および鮮度向上を図るため、シャワー設備の導入を検討していく。

また、漁獲物のブランド化を目指すなど、付加価値向上策を検討する。

5. 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

漁獲努力量削減措置の実効性を確保するため、漁具の改良について、長崎県南部海区漁業調整委員会指示による担保措置を講じることとする。なお、小型魚の保護等についても、公的担保措置の適用に向けた検討を継続していく。

6. 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

県は、資源回復計画の実施に伴う漁獲努力量の削減措置により漁業経営に与える影響を緩和するため、資源回復等推進支援事業（国事業）を活用するとともに、長崎県資源回復計画推進支援事業（県事業）により必要な支援を検討する。

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置

県は、4-(2)の措置を推進する。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置

県は、4-(3)の措置を推進する。

7. 資源回復措置の実施に伴う進行管理

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握し、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

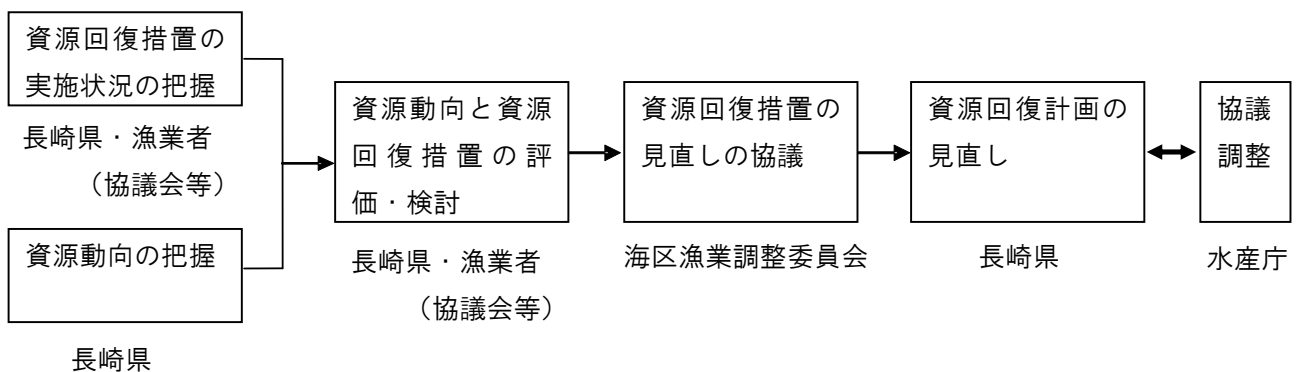
(2) 資源動向の調査

県は、関係機関と連携して漁獲統計等を調査し、漁獲努力量や漁獲量から資源状況の推定を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

県等は、7-(1)、7-(2)の結果を踏まえ、資源回復計画の評価、検討を行うとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8. その他

本計画は、資源の回復を図り、将来的に県民等に対する水産物の安定供給を実現していくための施策の方向性を示すものであるが、漁業者による漁獲努力量削減措置に関する経営安定策等の支援を伴う可能性があることから、県民の理解を得ながら計画を進めていく必要があり、計画について広く情報提供を行うこととする。

[操業区域]

A 海域 橘湾。ただし、共同漁業権南共第 19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33（※1）、34（※2）及び 35 号の区域を除く。

※ 1：長崎市茂木漁協所属漁船を除く。

※ 2：旧三和町漁協所属漁船を除く。

B 海域 次の点のア、イ、ウ、エを順次結んだ直線によって囲まれた海域。

点ア 長崎市樺島南端と南島原市瀬詰崎（早崎鼻）突端とを結んだ直線と長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ直線との交点。

イ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ直線と長崎市樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤（下津深江）灯台とを結んだ直線との交点。

ウ 長崎市樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤（下津深江）灯台とを結んだ直線上両陸岸からの中央点。

エ 長崎市二ノ嶽頂上と熊本県天草郡苓北町四季咲岬（牡蠣瀬崎）灯台とを結んだ直線と長崎市樺島南端と南島原市瀬詰崎（早崎鼻）突端とを結んだ直線との交点。

C 海域 次の点のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ直線によって囲まれた海域。

点ア 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ直線と長崎市樺島南端と熊本県天草郡苓北町四季咲岬（牡蠣瀬崎）灯台とを結んだ直線との交点。

イ 長崎市樺島灯台から磁針方位 180 度の直線上、同灯台から 10,000 メートルの点。

ウ 長崎市樺島灯台から磁針方位 180 度の直線上、同灯台から 10 海里の点。

エ 長崎市樺島灯台と熊本県天草市肥後下田防波堤（下津深江）灯台とを結んだ直線上両陸岸からの中央点。

オ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ直線と長崎市樺島南端と熊本県天草市肥後下田防波堤（下津深江）灯台とを結んだ直線との交点。

D 海域 次の点のア、イ、ウ、エを順次結んだ直線によって囲まれた海域。

点ア 長崎市樺島灯台から磁針方位 180 度の線と熊本県天草郡苓北町都呂呂と天草市下田との境界点から真方位 312 度 1,800 メートルの点から正西に引いた線との交点。

イ アの点から正西の線と長崎市樺島灯台から真方位 215 度の線との交点。

ウ 長崎市樺島灯台から真方位 215 度 12 海里の点。

エ 長崎市樺島灯台から磁針方位 180 度 10 海里の点。